

## 目的税等の使途について

		元年度決算
歳入	入湯税	3億円
歳出	対象事業に要する経費(所要一般財源)	6億円

### 【対象事業に要する経費の内訳】

(単位:百万円)

事業名	経費	財源内訳				一般財源
		特定財源				
		国支出金	府支出金	市債	その他	
環境衛生施設整備事業	66			21		45
消防施設等整備事業	364			362		2
観光振興事業	715	88	1		89	536
合計	1,145	88	1	383	89	583

※計数はそれぞれ四捨五入に依っているので、端数において合計とは一致しないものがある(以降の各表についても同様)

		元年度決算
歳入	事業所税	281億円
歳出	対象事業に要する経費(所要一般財源)	1,684億円

### 【対象事業に要する経費の内訳】

(単位:百万円)

事業名	経費	財源内訳				一般財源
		特定財源				
		国支出金	府支出金	市債	その他	
道路、都市高速鉄道等整備事業	64,432	13,065		2,164	964	48,239
公園、緑地等整備事業	11,905	314		633	33	10,924
下水道等整備事業	27,376			21		27,355
河川等整備事業	2,442	43				2,399
学校、図書館等整備事業	29,941	1,421		1,317	222	26,981
病院、保育所等整備事業	32,790	2,714	1,891	9,508	5,879	12,799
公害防止に関する事業	394	51		54	20	268
防災に関する事業	10,018	1,542	504	1,189	712	6,072
市街地開発事業等	36,495	268		3	4,256	31,967
事業所税の徴収に要する経費※	1,406					1,406
合計	217,199	19,419	2,395	14,889	12,086	168,410

※事業所税の徴収に要する経費への充当は、当該年度の事業所税の額の5/100に相当する額

		元年度決算
歳入	都市計画税	598億円
歳出	対象事業に要する経費(所要一般財源)	1,114億円

【対象事業に要する経費の内訳】

(単位:百万円)

事業名	経費	財源内訳				一般財源
		特定財源				
		国支出金	府支出金	市債	その他	
都市計画事業(街路、公園事業等)	130,382	12,862	177	1,908	4,347	111,088
土地区画整理事業	996	268		3	398	327
合計	131,378	13,130	177	1,911	4,745	111,414

		元年度決算
歳入	森林環境譲与税	1億円
歳出	対象事業に要する経費(所要一般財源)	1億円

【対象事業に要する経費の内訳】

(単位:百万円)

事業名	経費	財源内訳				一般財源
		特定財源				
		国支出金	府支出金	市債	その他	
木材利用の促進、普及啓発等事業	102					102
環境創造基金蓄積(余剰分)	8					8
合計	110					110

		元年度決算
歳入	引上げ分に係る地方消費税交付金	196億円
歳出	社会保障施策に要する経費(所要一般財源)	2,758億円

【社会保障施策に要する経費の内訳】

(単位:百万円)

事業名	経費	財源内訳					一般財源
		特定財源				その他	
		国支出金	府支出金	市債	その他		
社会福祉	生活保護扶助等事業	275,906	204,261			3,254	68,392
	児童福祉事業	132,049	60,218	19,705	7	6,375	45,744
	老人福祉事業	13,190	129	1,066	1,647	1,934	8,414
	障害者福祉事業	130,645	59,524	28,081		1,160	41,880
	母子福祉事業	20,726	6,534	1,061		72	13,059
社会保険	介護保険事業	39,842	1,595	797			37,449
	国民健康保険事業	30,824	3,328	12,358			15,138
	後期高齢者医療事業	36,887		5,438		1,134	30,316
保健衛生	予防接種事業	6,082		89		1	5,991
	児童保健事業	3,749	420	5			3,323
	保健医療事業	7,380	3,105	110		48	4,118
	健康増進事業	1,806	50			15	1,741
	感染症予防事業	787	516	1			269
合計	699,874	339,681	68,713	1,654	13,993	275,834	

(注) 消費税率(国・地方分)が平成26年4月より5%→8%に引き上げられましたが、引上げ分に係る地方消費税収(市町村は地方消費税交付金)は、地方税法により「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)やその他の社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策事業費)に充てることとされています。

令和元年度決算における引上げ分に係る地方消費税交付金は196億円であり、その全額を社会保障施策に要する経費に充当しました。

なお、令和元年10月に消費税率(国・地方分)が10%に引き上げられましたが、都道府県から市町村に地方消費税交付金が交付されるまでには一定期間を要することから、令和元年度決算196億円には税率引上げによる増収額は含まれておりません。